

国際仏教学大学院大学障害学生支援規程

(目的)

第1条 この規程は、「障害者の権利に関する条約」「障害者基本法」「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」その他の法令の定めに基づき、国際仏教学大学院大学（以下「本学」という。）において障害のある学生及び障害のある本学への入学志願者（以下「障害のある学生及び入学志願者」という。）への修学上の支援を実施するために必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、以下の各号に記載の用語の意味は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 障害のある学生及び入学志願者とは、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害及び高次脳機能障害を含む）その他の心身の機能の障害があり、障害者手帳又はこれに準ずる障害があることを示す診断書等を有する者、若しくは障害を証明する根拠資料を有せずとも障害の状況が現認できる者で、本人が支援を受けることを希望し、かつ、その必要性が認められた学生（課程学生、研究生、聴講生）及び入学志願者（本学へ出願する者のみならず、オープンキャンパス等本学が開催する入学志望者向けの行事に参加する者を含む）をいう。
- (2) 社会的障壁とは、障害のある学生及び入学志願者にとって修学及び入試において障壁となるような事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

(方針)

第3条 本学は、仏教精神に基づき、個人の人格や人権を尊重し、差別やハラスメント等が起きないように努めると定めた行動規範に則り、障害学生支援方針を以下のとおりとする。

- (1) 本学は、本学が入学を許可した全ての学生に公平・公正な教育・研究及び学生生活の機会を確保する責務を果たすため、障害のある学生への支援を実施する。
- (2) 本学は、障害のある学生が障害のない学生と同等の教育を受ける権利を実現できるよう支援を実施する。
- (3) 本学は、障害の有無に関わらず相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する教育・研究環境を構築するため、障害のある学生への支援を実施する。
- (4) 本学は、障害のある入学志願者に対し、本学の教育・研究上の理念・目的や3つの方針及び授業方法並びに合理的配慮の範囲等についての情報提供及び入試における公平・公正な機会の提供に努める。

(不当な差別的取扱いの禁止)

第4条 本学の教職員（非常勤教職員を含む。以下「教職員」という。）は、障害のある学生及び入学志願者に対して、障害を理由として不当な差別的取扱いをすることにより、その権利利益を侵害してはならない。

(合理的配慮の提供)

第5条 本学は、障害のある学生及び入学志願者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、個々

の状況に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をするように努める。

- 2 本学は、社会的障壁の除去の実施に伴う負担が過重であると認められるか否かの判断について、個別の事案ごとに以下の要素等を考慮し、具体的場面や状況に応じて総合的かつ客観的な判断に努める。
 - (1) 本学の事務・事業・教育への影響の程度（事務・事業・教育の目的・内容・機能を損なうか否か）
 - (2) 実施についての実現可能性の程度（物理的・技術的制約、人的・体制上の制約）
 - (3) 実施についての費用・負担の程度
 - (4) 本学の事務・事業規模
 - (5) 本学の財政・財務状況
- 3 本学が社会的障壁の除去の実施に伴う負担が過重であると認めた場合は、障害のある学生及び入学志願者との建設的対話を通じて、理由を説明し理解を得られるように努める。

（責務）

- 第6条** 学長は、障害のある学生及び入学志願者に対し不当な差別的取扱いをすることにより、その権利利益を侵害することのないよう、全学的な支援を推進するための環境整備等に関し、本学全体を統括し、最終責任を負うものとする。
- 2 教職員は、障害のある学生及び入学志願者に対し不当な差別的取扱いをすることにより、その権利利益を侵害することのないよう、具体的支援の実施及び合理的配慮の提供に努める。

（障害学生支援窓口）

- 第7条** 障害学生支援に関する相談窓口は、教務・学生課とする。

（紛争の防止及び解決）

- 第8条** 障害を理由とする差別に関する紛争の防止及び解決については、「国際仏教学大学院大学におけるハラスメント・性暴力等の防止等に関する規程」に基づき、ハラスメント防止委員会が措置を講じる。
- 2 本学の障害学生支援に対する障害のある学生及び入学志願者からの不服の申立ては、教務・学生課が受け付ける。
 - 3 障害のある学生及び入学志願者は、学外の相談・調停窓口で紛争解決のための相談を行うことができる。必要に応じて、教務・学生課は、文部科学省、法務省、地方公共団体等に設置された学外相談窓口を紹介する。

（守秘義務）

- 第9条** 障害のある学生及び入学志願者への支援に従事する者又は従事していた者は、「国際仏教学大学院大学におけるハラスメント・性暴力等の防止等に関する規程」に則り、その在任中はもとより、在任後においても、職務上知り得た個人情報のみだりに第三者に知らせ、又は不当な目的のために使用してはならない。

（事務の所管）

- 第10条** この規程の運用に伴う事務は、教務・学生課が行う。

（雑則）

- 第11条** この規程の運用にあたり必要な細則は別に定める。

(改廃)

第12条 この規程の改廃は、研究科委員会において行う。

附 則

この規程は、令和7年11月19日に制定し、同日から施行する。